令和元年7月18日
　神奈川労働局（局長　荻原俊輔）では、若者雇用促進法に基づく認定企業として株式会社　新井清太郎商店（本社：横浜市中区　代表取締役社長　新井英輔氏）の認定通知書交付式を行いました。
　貿易商社としては県内最初のユースエール認定企業となります。

　若者雇用促進法は、若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した法律であり、平成27年10月1日から施行（一部、平成28年3月1日または平成28年4月1日から施行）されています。
　若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が『ユースエール認定企業』として認定しています。

左：代表取締役社長　新井様　　右：神奈川労働局長　荻原俊輔

横浜で130年以上続く貿易商社を認定

株式会社　新井清太郎商店

〈所在地〉　横浜市中区
〈事業内容〉　輸出入業
〈常時雇用する労働者〉56人
〈直近3事業年度の新規学卒者の採用者数〉　7人
〈　〃　離職率〉　0%
〈月平均所定外労働時間〉　1.8時間
〈有給休暇年平均取得日数〉　11.8日

※ユースエール制度に関する詳細等はこちら